

1 訴え提起の手数料

手数料の算定の仕方は費用法で決まっており、それに従った計算をせざるを得ない。公益性の強弱などを入れるなら、立法化して、そのルールを適用すればよい。

年金給付などの取消しを求める訴訟は経済的な利益をどう算出するか難しい。固定資産の評価について取消しを認める利益は、税額が変わらないけれども利益がある。算定不能かという問題もある。

行政訴訟は特殊だといって納得してもらえるかは、問題がある。

費用について根本的に詰めるのは難しいが、違法な行為に対して国民が手を挙げているときにどの程度の費用を当該国民に求めるのが正義なのか。

取消訴訟の場合には、原告が実定法上国民に限定され、公定力が備わっている場合には、原告として国民が立ち向かわなければいけない。そういうシステムを作っていることを訴訟費用、訴え提起の手数料の点でどう考えるか。

行政訴訟は、適法にされないといけない行政について、その適法性を担保する、違法性を是正する機能を持っているので、権利回復と同じ基準で手数料や法律扶助を考えるのは問題。行政訴訟で得られる利益は民事とは違い、一般国民に利益が帰属するから、行政訴訟は、一律で法外でない手数料が良い。課税処分についての訴訟の手数料は、できるだけ一律に金額によって極端に異なることがないようにするのが妥当。環境訴訟とか計画統制訴訟の場合、個別に還元すれば薄く一人一人の主観的利益があるかもしれないが、こういった訴訟類型を認めるとすれば、客観訴訟に近く請求は同じということで、一人分でいい。

公共事業が争われる場合、算定不能として、何百億も掛かっているプロジェクトでも 95 万円とみなし印紙代 8 千円というケースが多い。実際に争われている対象の費用なり価値と縁のないところで決まる領域がある一方、金銭換算が容易なところでは途方もない印紙を貼らされ、均衡が無視されているので、一律に印紙代 8 千円とした方が良い。

公益的な要素が強い裁判は、印紙を一律千円にできないか。本来適法に行われるべき行政が違法に行われていることについて住民が是正を求める裁判は、公益性が強い訴訟であるから、個々人の利益を前提とした民事訴訟費用法でなく、特別の制度を検討をすべきだ。

行政が違法を犯していることを理由に裁判を起こしているのだから、民事訴訟的な発想ではなく、行政については一律千円とか、はっきりさせた方がいい。

印紙の制度は、明確なルールでいくら印紙を貼ればいいのかをはっきりさせ、ありとあらゆる訴訟類型がありながら金額だけで簡単に計算できるルールで、我が国は長い間、経済的な利益の額を基準にすることで割り切ってきた。訴訟類型ごとに穴を空けるという議論は分かるが、複雑になると、印紙の制度全体、訴訟費用の制度全体が分かりにくいものになる。全訴訟類型をにらんで、訴訟費用のあり方、手数料のあり方を考える目で見ることが重要。

国家賠償請求訴訟が認容されるのは、行政庁の行為が違法だということが前提になるから、取消訴訟と同じ。違法是正で国家賠償と行政訴訟は共通するので、国家賠償も同様に考えた方がいい。

手数料について、国家賠償訴訟は他の民事訴訟と一緒にするのはやむを得ない。

2 複数の原告が同一の処分の取消しを求める訴えの手数料

同一の行政行為の取消しを複数の人が求めるような場合には、訴訟物は1個で価格を一つに吸収してしまっていていいというコンセンサスが取れば、法律に明確に書いてもらえればよい。

複数原告という場合も2つあり、処分が1個に見えるけれども原告ごとに可分である場合と、処分は不可分で切り分けはできない場合があって、医療費値上げ告示の取消訴訟がもし適法だとすれば、原告健康保険組合ごとに処分は別だ。森林法のケースは処分は不可分である。原告らはそれぞれの立場に立って、自分の利益を守るためにたまたま一つの処分に向かっているわけで、この場合にそれぞれ立場が違うから別々に手数料を払えというのはおかしい。

開発許可の違法性について判断を求め、開発許可のない状態を回復してくれという意味で、共通の利益がある。複数の原告が訴えで主張する違法性が共通する限り、その訴えで主張する利益については民訴法9条ただし書きを適用する趣旨を書けば解決する。

複数の原告が同一の取消を求める場合、行政訴訟については、対象が同一となる場合においては原告の数が複数でも訴訟物は一つとみて、印紙はそれでいいと立法的に解決する必要。

3 訴訟費用

訴訟費用等は、民事訴訟その他の訴訟と共通するアクセスの問題。訴訟費用について、事情を勘案して場合によって相手側の負担にすることができる規定があるので、これ以上立法上の手当てはできない。

取消しを求めた場合に行政庁側が途中で考え直して取り消す場合、訴えの利益はなくなるが、判決は行政庁側の費用負担ということでやっている例が多い。

途中で訴えの利益がなくなった場合に、訴訟の費用は行政側が負担するという原則が適用されていないとすれば、何らかの手当てをする形が納得的。

取消訴訟で係争中に執行されて訴えの利益がなくなり却下されてしまう場合でも原告負担となれば、立法的に手当てをした方がいい。

職権証拠調べの費用は立証しようとする事実について立証責任を負う当事者が予納する。国なり地方公共団体の費用で調査すべきものは、国や地方公共団体の費用で調査する制度が必要。

4 弁護士報酬の敗訴者負担

弁護士費用は、行政訴訟の場合は特別。一当事者と違って、相手側の利益も適正に考慮し、適切に行動していくべき立場にある行政庁が判断を間違っ違法な行為をしたのであれば、普通の訴訟とは違う。もちろん、不法行為に近い違法処分と、多様な行政をやっていればこういうものもあるという程度のものとあるので、全部引っくるめてというわけにいかどうかという問題はある。

片面的敗訴者負担は、行政の場合は必要であり、原告が負けたときに行政庁の弁護士代金を全部負担することにするべきではない。

弁護士報酬の敗訴者負担の問題は、一律に導入することは反対。一律導入になると、訴訟提起を萎縮させる。ただ行政訴訟については、原告が違法な行政が行われていると訴えを提起し、勝訴した場合、訴えを起こしたことで違法な行政が是正された公益的な効果が生じた場合、原告の弁護士費用は行政が持つ、

片面的敗訴者負担の制度を導入すべき。

違法の是正に役立った場合は敗訴者負担であり、勝訴すればまさに違法状態が是正されて、その結果、原告は負担することはない。訴訟を起こすこと自体が違法の是正になるという意味にとれるが、是正になるのは原告が勝訴する場合だ。実際に適法性維持に貢献した場合、つまり勝訴した場合には、原告側の費用は相手側の負担になる今の制度で何か問題があるのか。

5 その他

報奨金は、出したい人は財団を作り民間で奨励の制度を作ればいい。

今度の行政訴訟の検討の基本的な考え方は、報奨金があろうがなかろうが、権利は主張すべきだということだ。侵害を受けたら自ら排除する自立的な国民、あるいは市民を前提にして、初めて成り立つ制度、改革である。

報奨金の問題だが、基本的に賛成だ。行政処分が違法になった場合、原告本人だけでなく得する人が出てくるが、1人で訴訟の負担を負った人に是正した分に報いていい。費用は、違法行為をやった行政庁の予算を削れば、国家財政に影響するわけでもない。

民事法律扶助法が成立し、行政訴訟も民事法律扶助の対象になっているが、行政訴訟について民事法律扶助を受けているケースは少ない。現在の行政訴訟は勝訴の見込みの判断が難しいのが一つの大きなネックのようだ。行政訴訟については、民事扶助制度の中で、特別の取り扱いを検討する必要がある。

行政手続に関する法律扶助が認められていないが、これについても法律扶助の範囲で拾うべきだという意見がある。